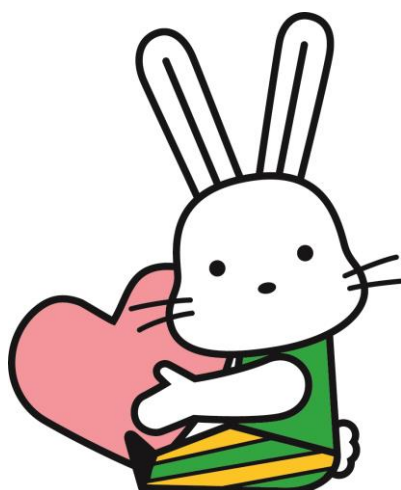


福祉避難所設置・運営マニュアル



福 島 市

平成24年1月

【令和5年2月修正版】

第1章 平常時における取り組み

1	福祉避難所の対象となる方の把握	P 2
2	福祉避難所の指定	P 2
3	福祉避難所の周知	P 2
4	福祉避難所の施設整備	P 3
5	福祉避難所の物資、器材、人材及び移送手段の確保	P 3
6	社会福祉施設及び医療機関等との連携	P 4
7	福祉避難所の運営体制の事前整備	P 4
8	福祉避難所の設置・運営訓練等の実施	P 5

第2章 災害時における取り組み

1	福祉避難所の開設	P 6
2	福祉避難所の運営体制の整備	P 6
3	福祉避難所の運営	P 7
4	福祉避難所における避難行動要支援者の支援	P 11
5	福祉避難所の解除等	P 11

別表（福祉避難所一覧・分布図・フロー図）	P 13
----------------------	------

様式1-1～様式11

1 福祉避難所の対象となる方の把握

(1) 福祉避難所の対象となる方の把握

避難行動要支援者登録制度により、福祉避難所の対象となる方の概数を把握します。

【避難行動要支援者登録制度対象者】

- ① 介護保険法における要介護3・4・5に認定されている方
- ② 75歳以上のひとり暮らし高齢者
- ③ 身体障害者手帳1・2級の交付を受けている方
- ④ 療育手帳Aの交付を受けている方
- ⑤ 精神障害者保健福祉手帳1・2級の交付を受けている方
- ⑥ 指定難病医療費受給者証の交付を受けている方のうち、医療依存度が高い者
- ⑦ 65歳～74歳ひとり暮らし高齢者など、その他支援が必要と判断される方

上記の方に加え家族等の介護者がいる場合は、双方が福祉避難所の対象になります。
身体状況により福祉施設での避難生活が困難な方は、必要な機器が整備された医療機関等と連携し、適切な処置が受けられるよう努めます。

2 福祉避難所の指定

(1) 指定福祉避難所

災害発生時等に一般の指定避難所での生活が困難な高齢者及び障がい者等の避難行動要支援者を受け入れるため、耐震・耐火構造及びバリアフリー化等に対応し、福祉避難所としての機能を有している市内の社会福祉施設等を指定します。

【施設一覧】

別表のとおり。

3 福祉避難所の周知

(1) 福祉避難所の周知徹底

災害発生時等に高齢者及び障がい者等の避難行動要支援者の支援をスムーズに行うため、福祉避難所に関する情報を広く周知します。

特に、避難行動要支援者及びその家族、各地区避難行動要支援者避難支援連絡協議会等に対して周知を図ります。

4 福祉避難所の施設整備

(1) 福祉避難所の施設整備

施設管理責任者は、福祉避難所として必要な施設整備に努めます。

- バリアフリー化（段差解消、スロープ設置、障がい者用トイレ設置等）
- 冷暖房設備の整備
- 情報提供関連設備の整備
- その他必要と判断される施設整備 など

5 福祉避難所の物資・器材・人材及び移送手段の確保

(1) 物資・器材の確保

施設管理責任者と連携し、福祉避難所における必要な物資・器材の備蓄を図ります。

- 避難行動要支援者に配慮した食糧（アレルギー体質含む）、飲料水
- 介護用品、衛生用品
- 医薬品、薬剤
- 車いす、ストーマ用装具、ポータブルトイレ など

(2) 人材の確保

避難行動要支援者の避難生活を支援するために必要となるヘルパー等の専門的な人材の確保に関して、関係団体・事業者等と協定を締結するなど、災害発生時等に人的支援を得られるように連携を図ります。

(3) 移送手段の確保

一般の指定避難所から福祉避難所への移送、または福祉避難所から緊急での入所施設等への移送に関して、避難行動要支援者の状態に配慮した適切な移送手段を確保できるよう、関係機関等と協議・検討します。

6 社会福祉施設及び医療機関等との連携

(1) 福祉避難所の設置・運営にかかる連携強化

福祉避難所の設置・運営をスムーズに行うためには、専門的な人材の確保、福祉機器等の調達及び緊急入所等に関して、社会福祉施設及び医療機関等との協力が必要となることから、福島市社会福祉協議会や福島県福祉機器協会、福島市在宅医療・介護連携支援センターなどと情報共有の場を設けます。

また、社会福祉施設等の関係団体・事業者間との協力体制も重要となることから、関係団体・事業者同士の協定を締結するなど、関係団体・事業者間の連携強化を促進します。

(2) 緊急入所等への対応

福祉避難所で避難生活が困難な避難行動要支援者については、専門的な施設への緊急入所の対応が必要となることから、社会福祉施設等と事前に協議を行う担当ケアマネージャー等との連携を図ります。

また、避難行動要支援者の症状の急変等により、医療処置及び治療等が必要となった場合、福祉避難所での感染症の発生・拡大防止・発症した場合等における適切な対応を図るため、救急搬送等に関し関係機関等との連携を図ります。

7 福祉避難所の運営体制の事前整備

(1) 避難行動要支援者支援チームの設置

避難行動要支援者の安否確認、移送及び福祉避難所の設置・運営等の避難行動要支援者の避難支援業務を的確に実施するため、健康福祉部内に避難行動要支援者支援チームを設置します。

(2) 福祉避難所の運営体制の事前整備

災害発生時等に福祉避難所の速やかな設置・運営ができるよう、有資格者等の専門的な人材（看護師、保健師、介護福祉士、社会福祉士、理学療法士、ヘルパー等）を確保し、避難行動要支援者支援チームとして活動してもらえるよう、事前に関係団体・事業者等と協定を締結するなどの連携を図ります。

また、福祉機器等（ベッド、車いす等）を確保し、福祉避難所へ供給してもらえるよう、事前に関係団体・事業者等と協定を締結するなどの連携を図ります。

8 福祉避難所の設置・運営訓練等の実施

(1) 訓練及び研修会等の実施

各地区避難行動要支援者避難支援連絡協議会を中心に、地域住民、避難行動要支援

者及びその家族等の幅広い関係者が参加し、避難行動要支援者避難支援対策に関する 訓練及び研修会等を実施します。

(2) 普及啓発

災害発生時等において円滑に福祉避難所が設置・運営できるよう、避難行動要支援者及びその家族、地域支援者、関係団体等に対して、避難行動要支援者避難支援対策、福祉避難所の目的・ルール等に関する知識の普及啓発に努めます。

1 福祉避難所の開設

(1) 福祉避難所の開設及び避難行動要支援者の受け入れ

災害が発生した場合で、福祉避難所の開設が必要と判断された場合は、拠点的な福祉避難所を開設します。

また、一般の指定避難所等に避難してきた方の中にスクリーニングシート（様式1-1）等により福祉避難所の対象となる方がおり、福祉避難所の開設が必要と判断された場合は、各避難所駐在員に施設空間の確保を依頼するとともに社会福祉施設等に対して開設チェックリスト（様式1-2）により施設の被災状況等の確認を行ったのち開設要請書（様式1-1）により福祉避難所の開設を要請し、受け入れ体制が整い次第、避難行動要支援者を受け入れます。ただし、災害の状況等により福祉避難所の開設を要請する前に社会福祉施設等において避難行動要支援者を受け入れた場合は、開設要請の有無に関わらずに開設します。この場合においては、社会福祉施設等は避難行動要支援者の受け入れ状況等を速やかに災害対策本部に電話等で報告します。この報告を受け、事後的に開設要請書・開設チェックリスト（様式1-1・様式1-2）により福祉避難所の開設を要請します。

さらに、福祉避難所を開設した場合は、職員はもとより、避難行動要支援者及びその家族、地域住民、関係団体等と情報を共有します。

(2) 福祉避難所の開設期間

福祉避難所の開設期間は、原則として、災害発生の日から最大限7日以内とします。

しかし、市内全域が被害を受けたような大規模災害で、やむを得ず7日間の期間内で閉鎖することが困難な場合は、事前に施設管理責任者等と協議し、必要最小限の期間を延長するものとします。

2 福祉避難所の運営体制の整備

(1) 福祉避難所担当者の配置

福祉避難所を開設した場合は、避難行動要支援者支援チーム等から福祉避難所担当者2名を派遣し、福祉避難所の施設管理者1名のほか必要に応じ介護員1名程度等により福祉避難所の管理運営にあたります。

原則24時間対応となることから、必ず福祉避難所担当者の交代要員を確保します。しかし、大規模災害発生などにより、福祉避難所に派遣する担当者を確保できない場合があるため、施設管理責任者等の協力を得て対応します。

(2) 福祉避難所の運営体制の整備及び活動支援

福祉関係者及び避難支援者等の協力を得て避難行動要支援者の支援に従事する方の確保に努めます。

避難行動要支援者支援チームは、避難行動要支援者からの相談等に対応するとともに、専門的な人材（介護職員、手話通訳者等）の応援派遣、物資・器材（ベッド等）の提供などの福祉避難所で対応できないニーズについては、関係機関等に迅速に要請します。

3 福祉避難所の運営

(1) 福祉避難所の避難者名簿の作成・管理

福祉避難所に避難している避難行動要支援者の状況等を把握するため、避難者名簿（様式2）を作成し、随時更新します。

避難者が退所する場合は、可能な限り転出先を確認し、記録します。

毎日、名簿の整理及び集計を行い、避難状況報告書（様式3）に集計結果を記入し、災害対策本部へ報告します。

避難者名簿（様式2）の情報は、公開を望まない避難者を除き、福祉避難所内に掲示するとともに他から問い合わせがあった場合に原則公表します。

(2) 食糧・飲料水の配給

食糧・飲料水の配給は、公平性の確保に最大限配慮します。

また、やわらかい食糧等の特別な要望については、可能な限り個別に対応します。

食糧等に不足がある場合は、不足する内容及び数量等を取りまとめ、食糧・飲料水供給依頼票（様式4）に記入し、災害対策本部に提出します。

依頼した食糧等が搬送された場合は、食糧・飲料水供給依頼票（様式4）に受領日時を記入し、食糧等を受け取り、種類別に保管場所へ保管します。

搬送された食糧等については、食糧・物資等受払簿（様式5）に記入します。

食糧等の依頼にあたっては、必要な数量等を的確に把握し、余剰食糧等が発生しないように注意します。

(3) 物資・福祉機器等の配給・管理

物資・福祉機器等の配給は、公平性の確保に最大限配慮します。

また、特別な要望については、可能な限り個別に対応します。

物資等に不足がある場合は、不足する内容及び数量等を取りまとめ、物資・機器等供給依頼票（様式6-1）に記入し、災害対策本部に提出します。

依頼した物資等が搬送された場合は、物資・福祉機器等供給依頼票（様式6-1）に受領日時を記入し、物資等を受け取り、用途別に保管場所へ保管します。

【災害対策本部において対応が困難な場合】

災害対策本部は、福祉機器等に不足がある場合は、不足する内容及び数量等を取りまとめ、福祉機器等供給要請書（様式6-2）に記入し、福島県福祉機器協会に提出します。

依頼した福祉機器等が搬送された場合は、福祉機器等供給要請書（様式6-2）に受領日時を記入し、福祉機器等を受け取り、保管場所へ保管します。

搬送された物資等については、食糧・物資等受払簿（様式5）に記入します。

物資・福祉機器等の依頼にあたっては、必要な数量等を的確に把握し、余剰物資・福祉機器等が発生しないように注意します。

(4) 専門的な人材・ボランティア等の支援

専門的な人材・ボランティア等に不足がある場合は、不足する職種、人数及び活動内容等を取りまとめ、人的支援依頼票（様式7-1）に記入し、災害対策本部に提出します。

依頼した専門的な人材等が配置された場合は、人的支援依頼票（様式7-1）に配置日時を記入し、福祉避難所の運営を支援します。

【災害対策本部において対応が困難な場合】

災害対策本部は、専門的な人材等に不足がある場合は、不足する職種、人数及び活動内容等を取りまとめ、人的支援要請書（様式7-2）に記入し、福島市社会福祉協議会（災害ボランティアセンター）に提出します。

依頼した専門的な人材等が配置された場合は、人的支援要請書（様式7-2）に配置日時を記入し、福祉避難所の運営を支援します。

専門的な人材・ボランティア等の依頼にあたっては、必要な職種及び人数等を的確に把握し、余剰人材等が発生しないように注意します。

(5) その他の必要なもの

その他に必要なものがある場合は、必要となる品名、内容及び数量等を取りまとめ、その他（移送等）依頼票（様式8）に記入し、災害対策本部に提出します。依頼したものが搬送された場合は、その他（移送等）依頼票（様式8）に受領日時を記入し、依頼したものを受け取り、保管場所へ保管します。搬送された依頼したものについては、必要に応じ、食糧・物資等受払簿（様式5）に記入します。

(6) 移送等

避難行動要支援者、専門的な人材、福祉機器等の移送が必要な場合は、詳細な内容等を取りまとめ、その他（移送等）依頼票（様式8）に記入し、災害対策本部に提出します。依頼した移送等が行われた場合は、その他（移送等）依頼票（様式8）受渡日時を記入します。

(7) トイレに関する対応

施設管理責任者と協議し、施設内トイレ・仮設トイレ等の清掃及び手洗い消毒液の交換等の衛生管理を行います。なお、避難者の中で手伝える人がいれば協力をお願いします。

(8) ゴミに関する対応

施設管理責任者と協議し、ゴミの集積所を指定し、張り紙等により避難者へ周知徹底を図ります。ゴミは、各避難者が可燃ごみ・不燃ごみ等に分別し、指定の集積所へ整然と置くように指示します。

(9) 防疫に関する対応

平成25年3月及び平成31年3月に厚生労働省より示された「高齢者介護施設における感染対策マニュアル」並びに改訂版に基づいて策定した各施設ごとの感染症対策マニュアルに沿って対応することとします。食中毒及び風邪等の感染症が流行しないように、避難者の協力を得て手洗いの励行等の防疫に注意するとともに、風邪及び下痢等の体調を崩している方の有無を把握します。

(10) 施設内の清掃・整理整頓

共有スペース等の清掃は、避難者の家族等の中で手伝える人がいれば協力をお願いします。

(11) 電話の問い合わせや避難者の呼び出し

電話で問い合わせがあった場合は、避難者名簿（様式2）と照合します。

電話での呼び出しは、掲示板及び放送等により伝言し、折り返し避難者から連絡をとる方法を原則とし、長時間受信状態のままで呼び出しをしないようにします。

(12) 生活情報の提供

避難者が必要な情報について、情報を収集し、掲示板等の手段で提供します。

【避難者が必要とする情報】

- 被害・安否情報
- 医療・救護情報
- 余震・天候情報
- 生活物資情報
- ライフライン・交通機関復旧情報
- 生活再建情報 など

【情報の収集方法】

- 災害対策本部からの情報及び公開されている情報を収集します。
- テレビ、ラジオ、新聞等の情報を収集します。

【情報の周知】

- 収集した情報を整理し、必要な情報を明示し、掲示板や放送等のあらゆる手段を用いて提供します。
- 不要となった情報も記録、整理して保管します。

(13) 情報伝達・連絡・依頼等の体制

福祉避難所と災害対策本部との情報伝達・連絡・依頼等にあたっては、定められた様式を使用し、FAX、またはメールで行うことを基本とします。

やむを得ず電話による情報伝達等を行う場合は、必ず内容等の控えを残します。

(14) 引継ぎ

福祉避難所の勤務を交代する場合は、事務引継書（様式9）により、避難者の状況及び要望事項等を確実に引き継ぎ、後任の駐在員が円滑に業務に従事できるようにします。

4 福祉避難所における避難行動要支援者の支援

(1) 福祉避難所における福祉サービス等の提供

避難行動要支援者支援チームと協力して、避難行動要支援者の健康状態、災害発生前に受けていた福祉サービス及び医療等について把握し、継続的に受けることができるよう対応に努めます。

災害により身体的・精神的負担を受け、症状・状態が悪化する可能性もあることから、避難行動要支援者の状態に十分に注意するとともに、福祉サービス事業者、保健師等と連携を図り、避難行動要支援者に対して必要な福祉サービスを提供できるように努めます。

また、応急仮設住宅への入居及び住宅の再建等の意向についても把握します。

(2) 総合相談窓口の設置

避難行動要支援者特有の相談に対応する総合相談窓口を福祉避難所に設置します。相談窓口では、専門職による総合的な福祉及び健康相談等を行います。

(3) 緊急入所等の実施

福祉避難所で避難生活が困難な避難行動要支援者について、緊急入所及び緊急ショートステイ等により適切に対応します。

避難行動要支援者の症状の急変等により医療処置及び治療等が必要になった場合は、医療機関に移送します。

5 福祉避難所の解除等

(1) 福祉避難所の統廃合・撤収・解除

福祉避難所の利用が長期化し、福祉避難所によって避難者数にばらつきが出るなどした場合は、福祉避難所の統廃合を図ります。

福祉避難所の統廃合について理解と協力を求めるため、避難している避難行動要支援者及びその家族等に十分な説明にあたります。

避難している避難行動要支援者が撤収し、福祉避難所としての目的を達成した場合は、必要な原状回復を行い、福祉避難所としての開設を解除します。

(2) 福祉避難所の設置・運営、福祉機器等供給、人的支援等に要した費用の請求
福祉避難所の設置・運営、福祉機器等供給、人的支援等に要した費用については、
市が負担します。

請求にあたっては、設置・運営に要した費用に関する届出書（様式10-1）、福祉
機器等の供給に要した費用に関する届出書（様式10-2）、人的支援に要した費用
に関する届出書（様式10-3）を提出するものとします。

別 表

■ 拠点的な福祉避難所（一次）（原則、災害発生時から避難行動要支援者を受け入れる福祉避難所）
 （※ しばらくの間、保健福祉センターはNCVふくしまアリーナに変更になります。）

施設名	所在地	電話番号
福島市保健福祉センター （※ NCVふくしまアリーナ）	森合町10-1 （※ 霞町4-45）	525-7670 （※535-4106）
福島市中央デイサービスセンター	森合町10-1	533-1126
福島市老人福祉センター （わたりふれあいセンター）	渡利字番匠町43	522-2563
福島市身体障がい者福祉センター 腰の浜会館	腰浜町32-1	533-5261

■ 社会福祉施設等による二次的福祉避難所（災害の種類、または規模等に応じて開設される福祉避難所）
 【特別養護老人ホーム】

施設名	所在地	電話番号
福島県飯坂ホーム	飯坂町字上原26-1	542-5124
陽光園	南沢又字水門下160-3	591-4477
愛日荘園	大波字熊野山1	588-1120
さわやかアイリス	在庭坂字志津山6-1	591-2185
ロング・ライフ	松川町字産子内1-1	567-5800
あづまの郷	上鳥渡字北河原2-1	593-0303
聖・輝きの郷	山口字七口13-1	525-5000
ハッピー愛ランド	南矢野目字オノ後6-2	552-2466
ひまわり苑	田沢字入20	547-2220
アリヴァーレ宝生園	上名倉字玉ノ木19-4	594-0061
生愛ガーデン	大笹生字向平12	555-5311
すこやか の里	冲高字中島14-1	552-1377
はなしのふ	平石字堰ノ上3	544-0711
みず和の郷	松川町水原字神明山25-2	567-7700
まちなか宝生園	本町4-23	521-1122
信夫の里	仁井田字下川原17	546-2727
なごみの郷	太平寺字町ノ内30	573-6161
飯野ふるさと村	飯野町大久保字古枝41-1	572-7801
いずみの郷	泉字式斗蒔17-1	573-7555
ハッピー愛ランドおおもり	大森字下原田45-1	563-3666

【老人保健施設】

施設名	所在地	電話番号
エルダーランド	吉倉字谷地52	545-8431
聖・オリーブの郷	山口字梅本11-1	536-5000
聖・オリーブの郷 東館	山口字四至田1-1	526-7700
生愛会ナーシングケアセンター	大笹生字向平13-1	555-2244
はなひらの	飯坂町平野字小深田1-5	542-8755
にじのまち	北沢又字番匠田5	557-7501
リハビリ南東北福島	荒井北3丁目1-18	594-0155
ケアフォーラムあづま	大森字柳下48-1	544-0311
ケアタウンひまわり	伏拝字沼ノ上2-17	547-2211
ホリスティカかまた	鎌田字門丈壇4-1	552-5111

【養護老人ホーム】

施設名	所在地	電話番号
福島患風園	仁井田字龍神前2-1	546-2815
緑光園	飯坂町湯野字梁尻1-1	542-8822

【地域密着型介護老人福祉施設】

施設名	所在地	電話番号
宝寿木村屋	土湯温泉町字下ノ町2-1	594-5122
万葉の郷	松川町字南諏訪原6-4	573-6541

【グループホーム】

施設名	所在地	電話番号
生愛レジデンス	大笹生字向平12	555-4611
フクチャンち	伏拝字清水内25	546-3627

【地域密着型看護小規模多機能型居宅介護事業所】

施設名	所在地	電話番号
ライフ吉井田	吉倉字谷地36-1	563-6145

【看護小規模多機能型居宅介護支援事業所】

施設名	所在地	電話番号
在宅看護センター 結の学校	南沢又字曲堀東23-2	597-6574

【サービス付き高齢者向け住宅】

施設名	所在地	電話番号
飯野の里	飯野町字原田7-22	562-4244

【高齢者複合施設】

施設名	所在地	電話番号
リブレ松川	松川町美郷4丁目13-8	573-6522

【特定施設入居者生活介護（介護付有料老人ホーム）】

施設名	所在地	電話番号
シャローム	笹谷字上成出15番1	572-3065

【身体障がい者入所施設】

施設名	所在地	電話番号
けやきの村	飯坂町中野字高田前2-7	542-3275
青松苑	飯坂町中野字高田前2-18	542-4366
静心園	飯坂町中野字堰場41	542-7213

【知的障がい者入所施設】

施設名	所在地	電話番号
大萱荘	笹木野字弘川添23-1	591-2101
清心荘	南沢又字水門下160-1	591-2190
福島おおなみ学園	大波字水戸内向19-2	588-1822